

長 建 協 発 第 2 4 号
平成 2 8 年 4 月 1 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、環境省において、平成28年4月1日から適用する除染特別地域内における除染等工事に係る新たな設計労務単価（以下「新労務単価」）が決定・公表されたところであります。これにより、各職種において設計労務単価が上昇することとなります。

つきましては、除染等工事に参入している建設業者に対して、新労務単価が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の除染事業への入職が促進されるよう、別添②「記」以下の措置を講じるなど適切な対応を求める旨、全建を通じ同省水・大気環境局長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。